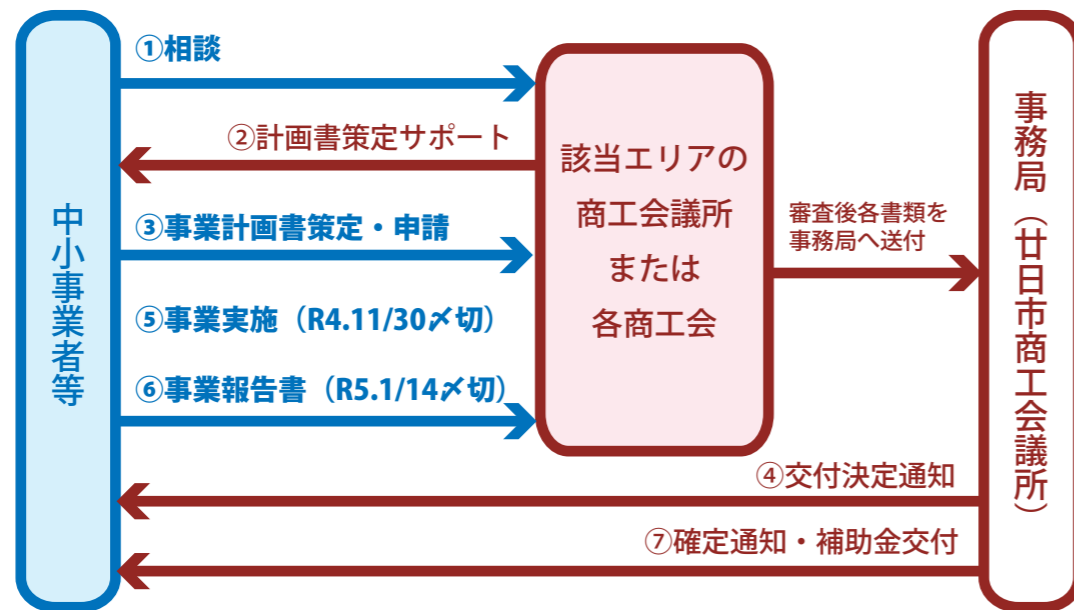


申請方法

【会議所等の会員の方】所属する商工会議所又は商工会へ申請してください。
【会議所等の会員以外の方】該当エリアの商工会議所又は商工会へ申請してください。



申請先

新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会
事業所の所在地によって該当エリアの商工会議所・商工会に申請・お問い合わせください。

廿日市商工会議所（廿日市エリア）
〒738-0015 廿日市市本町5-1 電話：0829-20-0021 FAX：0829-20-0022

佐伯商工会（佐伯・吉和エリア）
〒738-0222 廿日市市津田1963-3 電話：0829-72-0690 FAX：0829-40-1010

大野町商工会（大野エリア）
〒739-0434 廿日市市大野1-1-27 電話：0829-55-3111 FAX：0829-54-1882

宮島町商工会（宮島エリア）
〒739-0553 廿日市市宮島町527-1 電話：0829-44-2828 FAX：0829-44-2829

申請書類

◎廿日市市新事業創出補助金申請書 ※書類は商工会議所・各商工会にて配布しています。

《添付書類》

①誓約書及び同意書

②事業を行っていることが確認できる書類【A～C】

A 事業概要書及び営業許可書（必要な業種のみ）の写し

B 事業を行っていることが確認できる書類

【申請者が法人の場合】

・直近の法人事業概況説明書の写し ※創業後申告時期が未到来の場合は、法人設立届出書の写し

【申請者が個人の場合】

・直近の確定申告書第一表の写し ※創業後申告時期が未到来の場合は、開業届出書の写し

C 本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ）

③補助事業計画書（様式2-1、2-2）

④補助事業計画に関する確認書

書類の様式データは

今こそ廿日市

検索

<https://imakoso.jp/shinjigyoku2022/>



令和4年度 新事業創出等に取り組む事業者応援補助金

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。

支給額

1事業者当たり上限30万円 ※補助対象経費 × 補助率

申請期間

令和4年5月16日～7月31日（予算上限に達し次第×切）
※ただし令和3年度に同補助金を利用した事業者は6月15日以降の受付となります。

対象者

中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの

- ① 廿日市市に事業所（法人の場合は本社）があるもの
 - ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの
 - ③ 市税等を滞納していないもの
 - ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの
- ※上記以外にも要件がありますので、詳しくは補助金交付要綱をご確認ください

【対象外となるもの】

性風俗関連特殊営業、賭博等、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの
一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、任意団体等

交付条件

【条件1】補助対象経費に補助率を乗じた金額が、20万円以上となること
（例）補助対象経費として30万円（税抜き）を業者に支払った⇒20万円（補助金交付額）※補助率2/3の場合

【条件2】商工会等に事前相談を行い、経営指導員等に事業計画の確認を受けること
市内の商工会議所又は商工会に事前相談を行い、経営指導員等又は専門家のアドバイスを受けて事業計画を策定すること。なお、作成した事業計画の確認を経営指導員等から受けていること。

補助率

【補助率】2/3

ただし、事業継続力強化計画の認定を受けた又は申請を行った場合に限り補助率3/4

補助対象

【補助対象事業】

補助対象事業は、デジタル技術を活用した取組を始め、次に該当する事業です。

- (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業
- (2) 販路開拓に関する事業
- (3) 新たな分野への事業展開を行う事業
- (4) 既存事業から業態転換をして行う事業
- (5) 業務の効率化や生産性の向上に資する事業

【補助対象経費】

- ①機械装置等費②広報費③展示会等出展費④開発費⑤資料購入費⑥雑務費⑦借料⑧専門家謝金⑨専門家旅費⑩設備処分費⑪委託費⑫外注費⑬その他実行委員長が適当と認める経費

（注意事項）

※PC、タブレット、自動車の購入など目的外で使用可能なもの並びに旅費は対象外です。

※令和4年11月末日までに納品・支払が完了していること

※補助対象経費の支払い方法は、銀行振込又は現金決済のみ有効です（カード決済等は対象外）